

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月13日（平成30年（行情）諮問第95号）

答申日：平成30年6月4日（平成30年度（行情）答申第92号）

事件名：知的障害の判定手続が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「知的障害の判定手続が記載されている文書」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成29年10月20日付け愛労発安1020第4号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 審査請求人は、平成29年8月21日付け（同日受付）で処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「知的障害の判定手続が記載されている文書」に係る開示請求を行った。

イ これに対し、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年11月13日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

（3）理由

本件審査請求に係る開示請求は、「知的障害の判定手続が記載されている文書」について行われたものである。

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）2条4号において、知的障害者とは「障害者のうち、知的障害がある者であって厚生労働省令で定めるものをいう。」とされている。「厚生労働省令で定めるもの」については、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）1条の2において、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センター（以下「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者としている。

したがって、知的障害の判定手続は、医学、心理学等の観点から上記の知的障害者判定機関において実施されるものであり、処分庁でこれを行うことはないため、「知的障害の判定手続が記載されている文書」を作成又は取得していないとの原処分における判断に不自然・不合理な点はない。

諮問庁においては、本件審査請求を受けて、念のため愛知労働局に対し、審査請求人が求める文書の有無を照会したが、その存在は確認されなかった。

以上のことから、本件対象行政文書について不開示とした原処分は妥当であると考えます。

（４）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「審査請求人が開示請求した文書を特定していない」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、これに対する処分庁の説明は上記（３）のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

（５）結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えます。

2 補充理由説明書

法19条1項の規定に基づき、平成30年2月13日付け厚生労働省発職雇0213第9号により諮問した平成30年（行情）諮問第95号に係る諮問庁理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、下記のとおり補充して説明する。

記

理由説明書の「（４）審査請求人の主張について」について、全文を以下のとおり修正して説明する。

審査請求人は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している」として原処分の取消しを求めているが、具体的な論拠は示されておらず、本件対象行政文書の不存在については、上記（３）のとおりであるため、審査請求人の主張は失当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年2月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月19日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ④ 同年5月16日 審議
- ⑤ 同月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「知的障害の判定手続きが記載されている文書」である。

処分庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としているので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3の1(3))において、以下の旨を説明し、本件対象文書について不開示とした原処分は妥当であるとする。

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律2条4号において、知的障害者とは「障害者のうち、知的障害がある者であって厚生労働省令で定めるものをいう。」とされている。「厚生労働省令で定めるもの」については、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則1条の2において、知的障害者判定機関により知的障害があると判定された者としている。

イ したがって、知的障害の判定手続は、医学、心理学等の観点から上記の知的障害者判定機関において実施されるものであり、処分庁でこれを行うことはないため、「知的障害の判定手続が記載されている文書」を作成又は取得していないとの原処分における判断に不自然・不合理な点はない。

ウ 諮問庁においては、本件審査請求を受けて、念のため愛知労働局に対し、審査請求人が求める文書の有無を照会したが、その存在は確認されなかった。

(2) 愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、法令に基づくものであり、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、愛知労働局において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不

開示とした決定については、愛知労働局において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子